

高松短期大学学則

昭和44年4月1日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、豊かな教養と深い専門の学芸を修得させ、国家社会に貢献する有為の人材を育成し、あわせて地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針については、別に定める。

(自己評価等)

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うための必要な項目及び実施体制については、別に定める。

(名称及び本部)

第2条 本学は高松短期大学と称し、本部を香川県高松市春日町960番地に置く。

(学科・学生定員及び修業年限)

第3条 本学に次の学科を置き、その学生定員及び修業年限を次のとおりとする。

保育学科	入学定員	40名	収容定員	80名
ビジネスデザイン学科	入学定員	50名	収容定員	100名

2 保育学科・ビジネスデザイン学科の修業年限はそれぞれ2年とし、それぞれ4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定に関わらず、第52条の2に定める長期履修学生の在学年限は6年とする。

4 本学において一定の単位を修得した科目等履修生が入学したときは、文部科学大臣の定めるところにより、相当期間を修業年限に通算することができる。

5 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(学科の目的)

第3条の2 学科の目的は、次のとおりとする。

一 保育学科は、保育士及び幼稚園教諭をはじめ、広く子育て支援に資する人材を育成することを教育研究上の目的とする。

二 ビジネスデザイン学科は、職業人としての幅広い教養と高度なビジネスの専門知識・技能を有し、社会人としても基本的なマナーや品位を備え、周囲からの信頼を得て、第一線で活躍する人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属研究施設)

第4条の2 本学に、次の附属研究施設を置く。

高松短期大学 情報処理教育センター
高松短期大学 地域連携センター

高松短期大学 地域経済情報研究所
高松短期大学 子ども研究所

2 研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 職員組織

(職員)

第5条 本学に、次の職員を置く。

- 一 学長、副学長、学科長
- 二 教授、准教授、講師、助教、助手
- 三 事務職員、技術職員及びその他の職員

(学長)

第5条の2 学長は、本学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学科長)

第5条の4 学科長は、当該学科に関する校務をつかさどる。

(職務)

第6条 職員の職務は、学校教育法、その他の法令の定めるところによる。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は学長、副学長、学科長及び教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めた場合は、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 前二項に掲げる事項において、最終決定権は学長が有する。

第9条の2 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を分けて、次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は学期ごとの授業の開始日及び終了日について、変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学園創立記念日 3月3日

四 春季休業日 3月16日から3月31日まで

五 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

六 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、臨時に前項以外の休業日を設けることができる。

3 学長は、必要と認めたときは第1項の規定にかかわらず休業日においても、実習を課し、若しくは特別講義を聴講させ、又は休業日の期間を変更することができる。

第5章 教育課程・卒業及び学位授与

(授業科目)

第13条 授業科目は、全学共通科目及び専門科目とし、授業科目及びその単位数は別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履 修)

第13条の3 履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他学科の授業科目の履修)

第13条の4 学生は許可を得て、他の学科の授業科目を履修することができる。

(卒業の要件)

第14条 本学に2年以上在学し、別表1に定める授業科目の中から次の各号に定める単位を含め、62単位以上修得しなければならない。

一 全学共通科目

10単位以上

二 専門科目

42単位以上

2 前条により修得した単位については、前項に定める卒業要件の単位数に含むことができる。

(教育職員免許状・保育士資格)

第15条 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び保育士資格は次のとおりである。

保育学科 幼稚園教諭2種免許状

保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教育科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第三号の規定による修業教科目及び単位を修得しなければならない。なお、保育士の資格の取得に必要な事項については別に定める。

(単位の計算方法)

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を認めることができる。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、第29条第三号の規定により除籍された者については、学納金未納期間に係る単位は認定しない。

(多様なメディアを高度に利用して行う授業による修得単位)

第17条の2 第13条の2第2項及び第3項の授業の方法により修得した単位数は30単位を超えないものとする。

- 2 第18条の2から第18条の4までの規定により修得した単位数のうち、第13条の2第2項及び第3項の授業の方法により修得した単位数は、前項に定める単位数に算入するものとする。

(学習の評価)

第18条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 前項に定める評価の基準は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について、修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 4 前三項の取扱については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条の3 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第3項により本学において履修したと認める単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前二項の取扱については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条の4 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目

について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めたときは、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位数以外のものについては、第18条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条の2第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前三項の取扱については、別に定める。

(卒業)

第19条 本学に2年以上在学し、第13条所定の授業科目を履修して第14条に定める単位を修得し、授業料等の学納金を完納した者は学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第19条の2 卒業者には、短期大学士の学位を授与する。

- 2 前項の規定により授与する短期大学士の学位は、次のとおりとする。

保育学科	短期大学士（保育学）
ビジネスデザイン学科	短期大学士（ビジネスデザイン）
- 3 短期大学士の学位授与に関する規程は別に定める。

第6章 入学・再入学・転入学・編入学・休学・復学・転学科・留学・退学・転学及び除籍

(入学等の決定)

第20条 入学・再入学・転入学・編入学・休学・復学・転学科・留学・退学・転学及び除籍は、学長が許可する。

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程により12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第23条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第23条の2 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第23条の3 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学所定の誓約書、その他の必要書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者で、本学に再入学を願い出た者があるときは、選考の上、相当の年次に入学を許可することがある。

- 一 本学を退学した者で、再入学を志願する者
- 二 本学を除籍された者で、除籍された日から3年以内に再入学を志願する者
- 三 本学を卒業した者で、再入学を志願する者

(転入学)

第24条の2 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第24条の3 本学への編入学を志願する者があるときは、選考の上、2年次に入学を許可することがある。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(休 学)

第25条 病気その他の事由によって2か月以上就学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他の事由によって修学することが適当でない者又は修学することができない者と認められる者については、学長が休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することがある。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復 学)

第25条の2 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学科)

第26条 本学の学生で他の学科を志願する者があるときは、これを許可することがある。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第27条 外国の短期大学又は大学で学習することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(退学・転学)

第28条 学生が退学、又は他の大学に転学しようとするときは、理由書を添えて学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除 籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第3条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- 二 第25条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 学納金の納入を怠り、期間を付して督促してもなお納入しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

第7章 検定料・入学金・授業料及び維持費等

(検定料)

第30条 入学を志願する者は、別表3の検定料を納入しなければならない。

(入学金)

第31条 入学金は別表3のとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 入学金を所定の期日までに納入しない者は、入学の意志がないものとして入学の許可をしないことがある。

(学納金)

第32条 授業料、施設設備維持費及び教育充実費（以下「学納金」という。）の額は、別表3のとおりとし、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納入しなければならない。

前期	4月1日から9月30日まで	納入期限	4月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで	納入期限	10月31日まで

第33条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者、又は停学中の者についてもその期の学納金は徴収する。

第34条 休学の許可を受けた者に対しては、月割計算により、休学許可の日の属する月の翌月から復学許可の日の属する月の前月までの学納金を免除する。

第35条 科目等履修を許可された者は、別表3の入学金及び授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

第36条 既納の検定料、入学金、学納金は返還しない。

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第36条の2 経済的理由によって納入が困難である場合は、入学金、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

- 2 特別の事情により学納金を納めることができない者に対しては、徴収を猶予することがある。
- 3 入学金、授業料の免除及び学納金の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(貸給費)

第37条 必要と認めた場合には、入学金及び学納金を貸与あるいは給与することがある。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長が表彰する。

(懲 戒)

第39条 大学の定める規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、別の定めにより学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 厚生

(学生相談室)

第40条 大学に学生相談室を設け、学生の勉学及び生活の指導に資する。

(保健室)

第41条 大学に保健室を設け、教職員及び学生の保健に資する。

第10章 専攻科

(専攻科)

第42条 大学に次の専攻科を置く。

幼児教育学専攻

(学生定員及び修業年限)

第43条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

幼児教育学専攻 入学定員 5名 収容定員 5名

2 専攻科の修業年限は、1年とし、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学できる者は、次のとおりとする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者と同等以上の学力ありと認められた者

(授業科目)

第45条 専攻科の授業科目及びその単位数と研究分野は別表2のとおりとする。

(履修)

第46条 専攻科の履修方法は、次のとおりとする。

幼児教育学専攻

- 一 必修科目を含め30単位以上
- 二 研究分野について深く研究する。

(修了)

第47条 専攻科に1年以上在学し、第45条に規定する授業科目を履修し、その試験に合格して、所定の単位を修得した者に修了証書を授与する。

(検定料及び入学金)

第48条 専攻科に入学を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

2 専攻科に合格の通知を受けた者は、入学金を納入しなければならない。

3 専攻科の検定料及び入学金は、別表3のとおりとする。

(学納金)

第49条 学納金の額は、別表3のとおりとし、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納入しなければならない。

前期	4月1日から9月30日まで	納入期限	4月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで	納入期限	10月31日まで

第50条 専攻科学生には、別段の定めがない限り本学学則の規定を準用する。

第11章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・委託生・長期履修学生・外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

第51条 本学学生以外の者が、本学所定の授業科目中、その1科目、又は複数科目について履修を志願する場合は、当該学科の授業に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第17条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生の検定料・入学金及び授業料は、別表3のとおりとする。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条の2 他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第51条の3 本学の専門分野に関する特定の事項について研究しようとする者があるときは、大学の教育研究に妨げのない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の検定料・入学金及び授業料は、別表3のとおりとする。
- 3 授業料は、6月分に相当する額を当該期間における当初の月に納入するものとする。ただし、6月末満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納入するものとする。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第52条 国、公共団体その他の機関から、本学所定の授業科目を学修させるため、学生を委託しようとする申出があったときは、委託生として、入学を許可することがある。

- 2 委託生には、この学則に別段の定めがない限り、第23条を除くほか、本学学生に関する規程を準用する。

(長期履修学生)

第52条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期履修学生の学納金は、別表3のとおりとする。
- 3 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第53条 日本国の教育機関で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人については、特別選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 特別選考の方法等については、別に定める。

(公開講座)

第54条 生涯教育のため、本学に公開講座を開設する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年2月3日から施行し、昭和44年12月25日から適用する。

附 則

この学則は、昭和45年3月10日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和46年2月9日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和46年9月7日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和47年3月10日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年3月6日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年3月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年3月10日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年3月14日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年3月10日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年3月13日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年3月10日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年9月4日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
秘書科	100名	150名	100名	200名	50名	150名

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前に入学した学生についての授業科目等は第13条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
秘書科	200名	300名	200名	400名	100名	300名

学 科 \ 年 度	平成4年度		平成5年度		備 考
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
保育科第2部	0名	100名	0名	50名	平成6年3月31日 廃止予定

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に入学した学生については、第12条及び第19条第2項の規定以外は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項に規定する学生定員は、次のとおりとする。なお秘書科については平成12年度までの間は、下表のとおりとする。

学 科 \ 年 度	平成8年度		平成9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	50名	150名	50名	100名

学 科 \ 年 度	平成8年度		平成9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科器楽専攻	20名	50名	20名	40名
音楽科声楽専攻	10名	30名	10名	20名

学 科 \ 年 度	平成8年度		平成9～11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
秘書科	150名	350名	150名	300名	50名	200名

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとし、音楽科器楽専攻・声楽専攻は平成8年度以前に入学した学生が在籍する間存続するものとする。
- 3 第3条第1項に規定する音楽科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度		平成9年度		平成10年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	器楽専攻	0名	20名	0名	0名
	声楽専攻	0名	10名	0名	0名
音 楽 科		30名	30名	30名	60名

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に入学した児童教育学科の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項に規定する秘書科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	平成12年度		平成13年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
秘書科	80名	230名	80名	160名

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項に規定する保育学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保 育 学 科	80名	130名	80名	160名

(高松短期大学の幼児教育学科の存続に関する経過措置)

高松短期大学の幼児教育学科は、改正後の学則にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(高松短期大学の音楽科の存続に関する経過措置)

高松短期大学の音楽科は、改正後の学則にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第16条の単位の計算方法については、令和6年3月31日以前に入学した者にも適用するものとする。

(高松短期大学の秘書科の存続に関する経過措置)

高松短期大学の秘書科は、改正後の学則にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 1

1－(1) 全学共通科目

区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
教養科目	心理学		2
	日本国憲法		2
	人権教育		2
	地域と社会		2
	芸術文化		2
	歴史		2
	香川学		2
	人間と環境		2
	ボランティア		2
基礎科目	日本語表現基礎Ⅰ		1
	日本語表現基礎Ⅱ		1
	数学基礎		2
数理データサイエンス科目	情報基礎演習		1
	情報応用演習		1
コミュニケーション科目	英語Ⅰ		1
	英語Ⅱ		1
	英語Ⅲ		1
	英語Ⅳ		1
健康とスポーツ科目	健康とスポーツ		2
	健康とスポーツ実習		1

1－(2) 高松大学との連携開設科目

区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
教養科目	人生と哲学		2
	総合科目		2
	うどん学		2
	香川学演習		2
	香川のスポーツ		2
	おもちゃ学		2
	地理		2
	くらしと経済		2
基礎科目	自然科学基礎		2
	社会科学基礎		2
	英語基礎Ⅰ		1
	英語基礎Ⅱ		1

区分	授 業 科	単位数	
		必修	選択
数理データサイエンス科目	数理データサイエンスと未来		2
	情報基礎		2
	数理データサイエンス基礎		2
	データ分析活用法		2
コミュニケーション科目	コミュニケーション表現		2
	コミュニケーション演習Ⅰ		1
	コミュニケーション演習Ⅱ		1
	マスメディアと社会		2
	比較文化		2
	英語表現法Ⅰ		1
	英語表現法Ⅱ		1
	フランス語Ⅰ		1
	フランス語Ⅱ		1
	フランス語Ⅲ		1
	フランス語Ⅳ		1
	中国語Ⅰ		1
	中国語Ⅱ		1
	中国語Ⅲ		1
	中国語Ⅳ		1
	韓国語Ⅰ		1
	韓国語Ⅱ		1
	韓国語Ⅲ		1
	韓国語Ⅳ		1
	日本語Ⅰ		1
	日本語Ⅱ		1
	日本語Ⅲ		1
	日本語Ⅳ		1

高松大学との連携開設科目から15単位を上限として修得できる。

全学共通科目及び高松大学との連携開設科目の『教養科目』『基礎科目』『数理データサイエンス科目』『コミュニケーション科目』『健康とスポーツ科目』から10単位以上。

(うち、「情報基礎演習」1単位、「情報応用演習」1単位、『コミュニケーション科目』の「英語Ⅰ～Ⅳ」「フランス語Ⅰ～Ⅱ」「中国語Ⅰ～Ⅱ」「韓国語Ⅰ～Ⅱ」「日本語Ⅰ～Ⅱ」の1外国語(日本語Ⅰ～Ⅳは、原則として留学生のみ受講可)から2単位以上)

2－（１）保育学科 専門科目

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
保育者論		2
教育の原理と制度	2	
保育原理Ⅰ	2	
保育原理Ⅱ		2
社会福祉		2
子ども家庭支援論		2
子ども家庭福祉		2
社会的養護Ⅰ		2
保育環境論		2
幼保専門教養発展講義		2
幼保専門教養発展演習		1
子どもの発達と教育の心理学	2	
子ども家庭支援の心理学		2
発達心理学		2
子どもの保健		2
子どもの食と栄養		2
教育相談		2
子どもの理解と援助		1
乳児保育Ⅰ		2
乳児保育Ⅱ		1
子どもの健康と安全		1
特別支援教育・保育Ⅰ		1
特別支援教育・保育Ⅱ		1
社会的養護Ⅱ		1
子育て支援		1
保育・教育の方法及び技術	2	
保育と教育のカリキュラム論		2
保育内容総論	1	
子どもと健康（運動遊び）	1	
子どもと環境		1
子どもと言葉		1
子どもと音楽表現Ⅰ	1	
子どもと音楽表現Ⅱ		1
子どもと造形表現Ⅰ	1	
子どもと造形表現Ⅱ		1
保育内容－健康		2
保育内容－人間関係		2
保育内容－環境		2
保育内容－言葉		2
保育内容－音楽表現		1
保育内容－造形表現		1
ピアノ特別演習		1
保育の表現技術発展演習		1
観察参加		1

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
教育実習事前事後指導		1
教育実習		4
保育実習指導Ⅰ－Ⅰ		1
保育実習Ⅰ		4
保育実習指導Ⅰ－Ⅱ		1
保育実習指導Ⅱ		1
保育実習Ⅱ		2
保育実習指導Ⅲ		1
保育実習Ⅲ		2
保育学研究法	1	
保育職基礎演習Ⅰ	1	
保育職基礎演習Ⅱ	1	
保育・教職実践演習（保・幼）		2
卒業研究	1	

2 - (2) ビジネスデザイン学科 専門科目

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
秘書概論		2	ビジネスイングリッシュⅡ		1
秘書実務Ⅰ		1	ビジネス実習事前事後演習		1
秘書実務Ⅱ		1	ビジネス実習		2
基礎演習Ⅰ	1		医学総論		2
基礎演習Ⅱ	1		医療秘書概論		2
応用演習Ⅰ	1		医療情報学概論		2
応用演習Ⅱ	1		医療関係法規概論		2
卒業研究	2		医療事務概論Ⅰ		2
日本語表現Ⅰ		2	医療事務概論Ⅱ		2
日本語表現Ⅱ		2	診療報酬請求事務		1
コンピュータ概論		2	医療秘書実務Ⅰ		2
コンピュータ基礎		1	医療秘書実務Ⅱ		2
ビジネスコンピューティング演習Ⅰ		1	ドクターズクラーク概論		2
ビジネスコンピューティング演習Ⅱ		1	ドクターズクラーク演習		1
IT活用演習Ⅰ		1	解剖生理学		2
IT活用演習Ⅱ		1	医学一般と薬理の知識		2
IT活用演習Ⅲ		1	医療コンピュータ演習Ⅰ		1
IT活用演習Ⅳ		1	医療コンピュータ演習Ⅱ		1
IT活用演習Ⅴ		1	医療コンピュータ演習Ⅲ		1
文書実務		2	サービス実務Ⅰ		1
キャリアデザイン		2	サービス実務Ⅱ		1
プレゼンテーション概論		2	医療事務実習Ⅰ事前事後演習		1
プレゼンテーション演習		2	医療事務実習Ⅰ		2
キャリア体験演習		2	医療事務実習Ⅱ		2
人間関係論		2	グローバルビジネス論		2
地域文化論		2	異文化コミュニケーション論Ⅰ		2
インバウンド概論		2	異文化コミュニケーション論Ⅱ		2
簿記基礎		2	実践中国語Ⅰ		1
簿記基礎演習Ⅰ		1	実践中国語Ⅱ		1
簿記基礎演習Ⅱ		1	プラクティカルイングリッシュⅠ		1
簿記演習Ⅰ		1	プラクティカルイングリッシュⅡ		1
簿記演習Ⅱ		1	グローバル研修事前事後演習		1
会計基礎		2	グローバル研修		1
原価計算		1	ビジネスマナー演習		1
簿記応用演習		1	マーケティング論		2
実務法規		2	消費者行動論		2
経営概論		2	カラーコーディネート		2
社会心理学		2	グローバルビジネス実習事前事後演習		1
国際理解論		2	グローバルビジネス実習		2
ビジネスデザイン		2	ITパスポート概論		2
ビジネスデザイン実習		2	情報セキュリティマネジメント概論		2
デザイン論		2	IT/OT学		2
ファイナンス入門		2	プレゼンテーションデザイン		2
パーソナルファイナンス論		2	ヒューマンIT実習事前事後演習		1
ビジネスイングリッシュⅠ		1	ヒューマンIT実習		2

別表 2

専攻科授業科目
幼児教育学専攻

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
教育学原論特講Ⅰ		2
教育学原論特講Ⅱ		2
教育制度論特講		2
障害児教育特講		2
幼児教育課程研究		2
子ども研究特講		2
教育心理学特講		2
発達心理学特講Ⅰ		2
発達心理学特講Ⅱ		2
教育相談特別研究		2
表現研究		2
社会福祉研究		2
遊び研究		2
幼稚園教育特別実習		2
保育所保育特別実習		2
特別研究	4	

別表 3

1 検定料及び入学金

区 分	検 定 料	入 学 金
保 育 学 科	26,000 円	200,000 円
ビ ジ ネ ス デ ザ イ ン 学 科	26,000 円	200,000 円
科 目 等 履 修 生	8,000	20,000
研 究 生	12,000	80,000
専 攻 科	13,000	140,000

- (注) 1 本学卒業後引き続き入学する者の入学金は、これを免除する。
 2 1に該当しない本学の卒業生で入学する者の入学金は、所定の額の2分の1とする。
 3 本学の入学者選抜における共通テスト利用選抜を利用する場合の「検定料」については15,000円とする。
 4 科目等履修生の社会人については、検定料を全額免除、入学金を半額免除とする。

2 学納金

区 分	授 業 料 (年額)	施設設備維持費 (年額)	教育充実費 (年額)
保 育 学 科	600,000 円	200,000 円	145,000 円
ビ ジ ネ ス デ ザ イ ン 学 科	600,000	200,000	145,000
専 攻 科 幼児教育学専攻	300,000	100,000	50,000

区 分	授 業 料
科 目 等 履 修 生	(1 単位につき) 10,000 円
研 究 生	(月額) 20,000

(注) 1 科目等履修生のうち社会人については、授業料を半額免除とする。

区 分	授業料・施設設備維持費・教育充実費
長 期 履 修 学 生	学納金年額×標準修業年限（2年）÷長期履修許可年限